

上天草市戸建木造住宅耐震化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、上天草市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替工事及び耐震シェルター工事を行う者に対し、予算の範囲内で上天草市戸建木造住宅耐震化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が当該木造住宅の延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (2) 設計者 次条第1項第1号に掲げる耐震改修設計を行う建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 耐震診断士（地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた者をいう。）
 - イ アに掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (3) 耐震診断 次のいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1の第1号に掲げる方法
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知）別添1の表に規定する一般診断法又は精密診断法
 - ウ ア又はイに掲げる方法と同等であると市長が認める方法
- (4) 上部構造評点 耐震診断により地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (5) 工事監理者 工事監理（建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。以下同じ。）を行う建築士であって、第2号ア又はイに該当するものをいう。
- (6) 所有者 所有権の登記名義人（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第11号に規定する登記名義人をいう。）又は固定資産税の納税義務者（地方税法（昭

和25年法律第226号) 第343条第1項の所有者をいう。)

(7) 高齢者等居住世帯 次に掲げるいずれかの世帯をいう。

ア 高齢者(65歳以上である者をいう。)が居住する世帯

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者のみが居住する世帯

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が居住する世帯又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者若しくは同条第4項に規定する要支援者が居住する世帯

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的とする耐震改修工事の計画であって、設計者が行う耐震診断により改修前及び改修後の地震に対する安全性を確認するものを策定すること。

(2) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事

(3) 耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業 第1号に掲げる耐震改修設計及び第2号に掲げる耐震改修工事を一括して行うこと。

(4) 建替工事 原則として同一敷地内で、上部構造評点が1.0未満の戸建木造住宅を解体し、地震に対して安全な構造となる住宅を新築するための工事

(5) 建替設計及び建替工事一括事業 建替設計(原則として同一敷地内で、既存の戸建木造住宅1棟全てを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。)及び第4号に掲げる建替工事を一括して行うこと。

(6) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している戸建木造住宅の倒壊から居住者の命を守るため次のいずれかに該当する耐震シェルターを設置する工事

ア 都道府県における評価委員会等の第三者機関より評定を受け、当該都道府県の実施する補助の事業の対象となる工法として認められたもの

イ 国土交通大臣又は公的機関の認定、試験等により、その性能が評価されたもの

ウ ア又はイと同等以上の地震に対する安全性の向上が図られるものであると市長が認めるもの

(7) 耐震診断 前条第3号に掲げる耐震診断を行うこと。

2 補助事業は、補助金の交付の申請1件につき、前項各号に掲げる事業のいずれか一

の事業とする。

3 耐震シェルター工事は、耐震改修工事又は建替工事に係る補助金の交付を受けたときは、補助事業としない。

4 第1項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受けて実施する事業は、補助事業としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 戸建木造住宅の所有者であること。

(2) 市税（督促手数料及び延滞金を含む。）等を滞納していないこと。

(補助内容等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付は、第3条第1項各号に掲げる補助事業につき、1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示を行い、又は条件を付することができる。

(契約の締結及び事業の着手)

第8条 交付決定者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、当該補助事業に着手するものとする。ただし、交付決定者が、耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業又は建替設計及び建替工事一括事業において耐震改修設計又は建替設計に係る契約と耐震改修工事又は建替工事に係る契約をそれぞれ締結し、当該事業に着手するときは、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に、耐震改修設計又は建替設計に係る契約を締結し、当該設計に着手するものとし、第12条第2項の規定による通知を受けた後に、耐震改修工事又は建替工事に係る契約を締結し、当該工事に着手するものとする。

(着手届)

第9条 交付決定者は、補助事業に着手したときは、補助事業着手届（様式第12号）に

別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助事業の進捗状況について報告を求めることができる。

(内容の変更等)

第11条 交付決定者は、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金交付変更等承認申請書(様式第13号。以下「変更等承認申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、補助金交付決定変更等承認(不承認)通知書(様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、第7条第1項の規定により決定した補助金の額は、増額することができない。

(耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業等に係る設計完了の報告)

第12条 耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業又は建替設計及び建替工事一括事業の交付決定者は、耐震改修設計又は建替設計が完了したときは、速やかに設計完了報告書(様式第15号)に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された報告書の内容を審査し、その結果を設計完了確認通知書(様式第16号)により交付決定者に通知するものとする。

(中間報告等)

第13条 交付決定者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視により確認することができる状況に達したとき、建替工事における既存の戸建木造住宅の解体が完了したとき、又は耐震シェルター工事における当該耐震シェルターの設置に係る基礎工事等が完了したときは、工事中間報告書(様式第17号)に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事中間報告書の提出があったときは、中間検査を行うことができる。

3 市長は、前項の中間検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、当該補助事業が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(完了実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過する日までに完了実績報告書(様式第18号)に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(現場審査及び補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、速やかに現

場審査を行い、補助金の交付の決定（第11条第2項の規定による承認を含む。以下同じ。）の内容及びこれに付した条件（以下「決定内容等」という。）に適合しているか否かを審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、決定内容等に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第20号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、決定内容等に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、決定内容等に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。
- 4 交付決定者は、前項の指示があったときは、当該指示に従って変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の再審査について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第16条 前条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日から2週間以内に補助金交付請求書（様式第21号。以下「請求書」という。）に補助対象経費の全額を工事施工者等に支出したことを証する領収書等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された請求書が適当と認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 決定内容等その他法令に違反したとき。
- （3） その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第22号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第23号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第18条 交付決定者は、補助事業に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（賠償責任）

第19条 市は、補助事業により交付決定者及びその関係者に生じた損害については、賠

償の責を負わない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第5条関係）

補助対象住宅等 補助事業名	補助対象住宅	補助対象経費	補助率	補助金の額	その他
耐震改修設計	<p>第2条第1号に掲げる戸建木造住宅で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されているものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築されたもので、地上階数が3以下のものであること。</p> <p>(3) 平成12年5</p>	<p>補助対象住宅に係る耐震改修設計に要する費用（耐震改修設計に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積りの作成に要する費用を含む。）。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <p>(1) 改修前の耐震診断において上部構造評点が1.0以上であることが判明した場合における当該耐震診断以外の耐震改修設計に要する費用</p>	3分の2以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い額	<p>(1) 耐震改修設計は、設計者が策定するものであること。</p> <p>(2) 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること。</p>

	<p>月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面によって罹災したことが確認できるものであること。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書の写真</p> <p>イ 罹災報告書</p>	<p>(2) 過去に上天草市戸建木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱を廃止する要綱（令和3年上天草市告示第62号）による廃止前の上天草市戸建木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成25年上天草市告示第17号）に基づく補助金の交付を受けている場合における改修前の住宅についての耐震診断に要する費用</p>			
耐震改修工事	第2条第1号に掲げる戸建木造住宅で、次に掲げる要件	補助対象住宅に係る耐震改修工事に要する費用（工事監理	2分の1以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に	(1) 設計者が策定した耐震改修設計に基づくものであ

	<p>の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されているものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築されたもので、地上階数が3以下のものであること。</p> <p>(3) 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面によって罹災したことが確認できるものであること。</p>	<p>に要する費用を含む。))</p>		<p>1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 又は60万円のいずれか低い額</p>	<p>ること。</p> <p>(2) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</p> <p>(3) 工事監理者が工事監理するものであること。</p>
--	--	----------------------	--	--	---

	<p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書の写し</p> <p>イ 罹災報告書</p> <p>(4) 申請者以外に所有権を有している者が在する場合（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）、その全員から補助事業の実施について承諾が得られているもの</p> <p>(5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであるこ</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業</p>	<p>と。</p> <p>第2条第1号に掲げる戸建木造住宅で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されているものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築されたもので、地上階数が3以下のものであること。</p> <p>(3) 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの</p>	<p>補助対象住宅に係る耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（耐震改修工事に要する費用には、工事監理に要する費用を含まない。）。ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断等を実施した場合で、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合（一般診断法と精密診断法の違いにより、申請</p>	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯</p> <p>10分の9以内。ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内</p> <p>(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの</p> <p>60分の53以内。ただし、耐震改修工事に要</p>	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯</p> <p>耐震改修工事に要する費用に乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は157万5千円のいずれか低い額。ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗</p>	<p>(1) 耐震改修設計は、設計者が策定するものであること。</p> <p>(2) 耐震改修工事を行う場合は、設計者が策定した耐震改修設計に基づくものであること。</p> <p>(3) 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</p> <p>(4) 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するものであること。</p>
---------------------------	---	---	--	---	---

	<p>書面によって罹災したことが確認できるものであること。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書の写し</p> <p>イ 罹災報告書</p> <p>(4) 申請者以外に所有権を有している者が在する場合（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）その全員から補助事業の実施について承諾が得られているもの</p>	<p>前後で上部構造評点の変動した場合等は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。</p>	<p>する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内</p>	<p>じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額</p>	
			<p>(3) 上記(1)及び(2)に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの</p> <p>5分の4以内。ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内</p>	<p>(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの</p> <p>耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は132万5千円のいずれか低い額。ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修</p>	

	<p>(5) 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの</p>			<p>設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額</p>	
				<p>(3) 上記(1)及び(2)に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの</p> <p>耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は115万円のいずれか低い額。ただし、耐震改</p>	

				修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額	
建替工事	<p>第2条第1号に掲げる戸建木造住宅で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されているものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築さ</p>	<p>補助対象住宅に係る建替工事に要する費用（工事監理に要する費用を含まない。）</p>	100分の23以内	<p>耐震改修に要する費用相当額（建替前の従前床面積に34,100円を乗じた額）若しくは建替工事に要する費用のいずれか低い方に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い額</p>	<p>(1) 建替工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</p> <p>(2) 工事監理者が工事監理するものであること。</p> <p>(3) 建替後の住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規</p>

	<p>れたもので、地上階数が3以下のものであること。</p> <p>(3) 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面によって罹災したことが確認できるものであること。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書の写真</p> <p>イ 罹災報告書</p> <p>(4) 申請者以外に所有権を有している者が在す</p>				<p>定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。</p>
--	---	--	--	--	---------------------------------------

	<p>る場合（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）、その全員から補助事業の実施について承諾が得られているもの</p> <p>(5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであること。</p> <p>(6) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給の対象でないもの</p>				
建替設計及び建替工事に一括事業	第2条第1号に掲げる戸建木造住宅	補助対象住宅の建替設計（建替工事費	(1) 昭和56年5月31日以前に着	(1) 昭和56年5月31日以前に着	(1) 設計者が策定した建替設計に基

	<p>で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されているものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築されたもので、地上階数が3以下のものであること。</p> <p>(3) 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面によって罹災したことが確認できるもので</p>	<p>の見積り作成に要する費用及び建替工事監理に要する費用を含む。) 及び建替工事に要する費用(少なくとも建替工事に要する費用を含む場合に限る。建替工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。)</p>	<p>工したもの又は高齢者等居住世帯</p> <p>10分の9以内</p>	<p>工したもの又は高齢者等居住世帯</p> <p>耐震改修に要する費用相当額(建替前の従前床面積に34,100円を乗じた額)若しくは建替工事に要する費用のいずれか低い方に補助率を乗じて得た額又は157万5千円のいずれか低い額</p>	<p>づくものであること。</p> <p>(2) 建替工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。</p> <p>(3) 工事監理者が工事監理するものであること。</p> <p>(4) 建替後の住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。</p>	
			<p>(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの</p> <p>60分の53以内</p>			<p>(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの</p> <p>耐震改修に要する費用相当額(建替前の従前</p>
			<p>(3) 上記(1)及び(2)に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの</p> <p>5分の4以内</p>			

	<p>あること。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書の写し</p> <p>イ 罹災報告書</p> <p>(4) 申請者以外に所有権を有している者が在する場合（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）、その全員から補助事業の実施について承諾が得られているもの</p> <p>(5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満</p>			<p>床面積に34,100円を乗じた額）若しくは建替工事に要する費用のいずれか低い方に補助率を乗じて得た額又は132万5千円のいずれか低い額</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの</p> <p>耐震改修に要する費用相当額（建替前の従前床面積に34,100円を乗じた額）若しくは建替工事に要する費用</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>のものであること。</p> <p>(6) 被災者生活再建支援法第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給の対象でないもの</p> <p>(7) 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの</p>			<p>のいずれか低い方に補助率を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い額</p>	
耐震シェルター工事	<p>第2条第1号に掲げる戸建木造住宅で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されてい</p>	<p>補助対象住宅に係る耐震シェルター工事に要する費用</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い額</p>	

	<p>るものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築されたもので、地上階数が3以下のものであること。</p> <p>(3) 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面によって罹災したことが確認できるものであること。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>定する罹災証明書 の写し</p> <p>イ 罹災報告書</p> <p>(4) 申請者以外 に所有権を有し ている者が在す る場合（市長が やむを得ないと 認める場合を除 く。）、その全 員から補助事業 の実施について 承諾が得られて いるもの。ただ し、平成12年6 月1日以後に着 工したものに あつては、次の いずれかに該当 するものである こと。</p> <p>ア 耐震診断の 結果、上部構</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>造評点が1.0未満のものであること。</p> <p>イ 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、全壊又は大規模半壊の認定を受けたものであること。</p>				
耐震診断	<p>第2条第1号に掲げる戸建木造住宅で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 市内に在するもので、現に所有者の居住の用に供されているものであること。</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法</p>	<p>補助対象住宅に係る耐震診断に要する費用</p>	<p>(1) 平成12年5月31日以前に着工したもの 10分の9以内</p> <p>(2) 上記(1)に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの 3分の2以内</p>	<p>(1) 平成12年5月31日以前に着工したもの 別表第3の表の左欄に掲げる補助対象経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <p>(2) 上記(1)に該当せず、か</p>	

	<p>又は伝統的構法 によって建築さ れたもので、地 上階数が3以下 のものであるこ と。</p> <p>(3) 平成12年5 月31日以前に着 工したもの又は 次のいずれかの 書面によって罹 災したことが確 認できるもので あること。</p> <p>ア 災害対策基 本法（昭和36 年法律第223 号）第90条の 2第1項に規 定する罹災証 明書の写し</p> <p>イ 罹災報告書</p> <p>(4) 申請者以外</p>			<p>つ、平成28年熊本 地震により罹災し たことが確認でき るもの</p> <p>補助対象経費 に補助率を乗じ て得た額（その 額に1,000円未満 の端数があると きは、これを切 り捨てた額）又 は6万8千円の いずれか低い額</p>	
--	---	--	--	--	--

	に所有権を有している者が在する場合（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）、その全員から補助事業の実施について承諾が得られているもの				
--	---	--	--	--	--

別表第2（第6条、第9条、第12条、第13条、第14条関係）

関係条項 補助事業名	第6条（交付の申請）	第9条（着手届）	第12条（耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業に係る設計完了の報告）	第13条（中間報告）	第14条（完了実績報告）
耐震改修設計	(1) 事業実施計画書(様式第2号又は様式第3号) (2) 補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し (3) 住宅の所有者が分かる書類(登記事項証明書又は固定資産証明書) (4) 同意書(様式第9号) (5) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書(様式第10号) (6) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証(以下「確認済証」という。)の写し又は建築年月日が分かるもの	補助事業に係る契約書の写し			(1) 現況の各階の平面図 (2) 補強計画及び設計図書 (3) 耐震改修工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書 (4) その他市長が必要と認める書類
耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業	(7) 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し (8) 平成28年熊本地震により罹災した場合は、そのことを確認することができる書類(罹災証明書等)の写し (9) 事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し	耐震改修設計に係る契約書の写し	(1) 現況の各階平面図 (2) 補強計画及び設計図書 (3) 耐震改修工事の見積書 (4) 補助事業において、耐震改修工事を行う場合は、次に掲げる書類	(1) 耐震改修工事に係る契約書の写し (2) 耐震改修工事の現況写真 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 工事監理報告書(様式第19号)の写し (2) 工事工程写真及び竣工写真 (3) その他市長が必要と認める書類

	(10) その他市長が必要と認める書類		ア 工程表 イ 現況写真 ウ 耐震診断結果報告書の写し (5) その他市長が必要と認める書類		
耐震改修工事、建替工事又は建替設計及び建替工事一括事業	(1) 事業実施計画書(様式第4号、様式第5号又は様式第6号) (2) 工程表 (3) 補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し (4) 住宅の所有者が分かる書類(登記事項証明書又は固定資産証明書) (5) 同意書(様式第9号) (6) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書(様式第10号) (7) 確認済証の写し又は建築年月日が分かるもの (8) 現況写真(外観写真(2方向以上)) (9) 現況の各階の平面図 (10) 耐震診断結果報告書の写し (11) 平成28年熊本地震により罹災した場合は、そのことを確認することができる書類(罹災証明書等)の写し (12) 補助事業が耐震改修工事の場合は、耐震改修設計の内容を確認することができる図書	補助事業に係る契約書の写し(建替設計及び建替工事一括事業の場合は、建替設計に係る契約書の写し)	補助事業が建替設計及び建替工事一括事業の場合は、次に掲げる書類 (1) 建替設計図書 (2) 建替工事の見積書 (3) 工程表 (4) その他市長が必要と認める書類	(1) 補助事業が耐震改修工事の場合は、耐震改修工事の現況写真 (2) 補助事業が建替工事又は建替設計及び建替工事一括事業の場合は、補助対象住宅の解体後の写真 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 工事監理報告書(様式第19号)の写し (2) 工事工程写真及び竣工写真 (3) その他市長が必要と認める書類

	<p>(13) 補助事業が建替工事の場合は、建替設計の内容を確認することができる図書（確認済証の写し等）</p> <p>(14) 事業に関与する設計者等の資格を有するものであることを証する書類の写し</p> <p>(15) その他市長が必要と認める書類</p>				
耐震シェルター工事	<p>(1) 事業実施計画書（様式第7号）</p> <p>(2) 設置する耐震シェルターの工法又は製品の詳細が分かる書類（カタログ等）</p> <p>(3) 工程表</p> <p>(4) 補助対象経費確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>(5) 住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>(6) 同意書（様式第9号）</p> <p>(7) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）</p> <p>(8) 確認済証の写し又は建築年月日が分かるもの</p> <p>(9) 現況写真（外観写真（2方向以上）及び設置予定場所の写真）</p> <p>(10) 平成28年熊本地震により罹災した場合は、そのことを確認することができる書類（罹災証明書等）の写し又は耐震診断結果報告書の写し</p>	補助事業に係る契約書の写し		<p>(1) 耐震シェルターの設置前の写真</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 工事工程写真及び竣工写真</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p>

	(11) その他市長が必要と認める書類				
耐震診断	(1) 事業実施計画書（様式第8号） (2) 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し (3) 住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書） (4) 同意書（様式第9号） (5) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号） (6) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の写し又は建築年月日が分かるもの (7) 平成28年熊本地震により罹災した場合は、そのことを確認することができる書類（罹災証明書等）の写し (8) 事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し (9) その他市長が必要と認める書類	補助事業に係る契約書の写し			(1) 耐震診断結果報告書の写し (2) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第5条関係）

補助対象経費の額	補助金の額
204,000円以上	158,000円
201,000円以上 204,000円未満	157,000円
198,000円以上 201,000円未満	156,000円
195,000円以上 198,000円未満	155,000円
192,000円以上 195,000円未満	154,000円
189,000円以上 192,000円未満	153,000円
186,000円以上 189,000円未満	152,000円
183,000円以上 186,000円未満	151,000円
180,000円以上 183,000円未満	150,000円
177,000円以上 180,000円未満	149,000円
174,000円以上 177,000円未満	148,000円
171,000円以上 174,000円未満	147,000円
168,000円以上 171,000円未満	146,000円
165,000円以上 168,000円未満	145,000円
162,000円以上 165,000円未満	144,000円
160,000円以上 162,000円未満	143,000円
160,000円未満	補助対象経費に9/10を乗じて得た額 ※1,000円未満切り捨て